

年末調整用「障がい者控除対象者認定書」の交付

問・申 介護保険課 介護保険係

☎77316675

所得税・住民税には、障がい者や障がい者を扶養している人の経済的な負担を軽減するために、障がい者控除制度があります。介護保険法の要介護認定を受けている人で、障がい者に準ずる状態であると認められた人も対象です。対象者には、令和3年1月下旬に認定書を送付します。年末調整のために、年内に認定書が必要な人は申請してください。

認定書の交付対象者

令和2年12月31日現在、65歳以上の要介護認定者で「障がい者」「特別障がい者」に該当する人。

※令和2年中に亡くなった人も対象。要介護認定者でも基準に該当しない場合は、障がい者控除の対象になりません

受付期間

11月2日(月)～12月25日(金)

申請窓口 介護保険課、大和・塩沢

市民センター

認定書を交付できない場合

認定書の申請日時点で「要介護認定の結果が出ていない」「12月31日までに更新認定の結果が出る見込み」の人は、結果が出るまで認定書

を交付できない場合があります。

年末調整の社会保険料控除

問・申 税務課 収税班

☎77316669

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除として申告することができます。年末調整の社会保険料控除のために、令和2年中の納付金額を知りたい人には「年末調整用 社会保険料控除資料」を郵送しますので、ご請求ください。

受付期間

11月2日(月)～12月25日(金)

発送開始

11月9日(月)～

事業所から社会保険料控除資料の請求ができます

事業所で従業員分を取りまとめ、請求いただいた場合、「年末調整用 社会保険料控除資料」を事業所にまとめて郵送します。

市ウェブサイトから「社会保険料控除資料の送付依頼書」を印刷し、提出してください。

注意事項

・電話での回答はできません。郵送期間に余裕をもってご請求ください。

・国民健康保険税は世帯主名で資料を作成します。(世帯員名での資

料作成は不可)

・「年末調整用社会保険料控除資料」を送付した人、事業所から請求のあった人には、1月下旬に郵送予定の「社会保険料控除資料」は送付しません。

新潟県ナースセンター南魚沼 相談窓口をご利用ください

問・申 新潟県ナースセンター南魚沼

相談窓口(図書館内)

☎0701217516012

☎025123316011

(相談日以外の問合せ先)

新潟県ナースセンター相談窓口は公益社団法人 新潟県看護協会が運営している、求人や求職のための相談窓口です。

看護職をめざしたい、看護職に興味がある、再就職したいけど不安、希望の職場を探したい、今の職場に悩みがある、看護職員を採用したいなど気軽にご相談ください

☎毎週水曜日(祝日を除く)

午前10時～午後3時

☎南魚沼市図書館

☎事前に電話でご予約ください

☎無料

無料体力測定会参加者募集

問 生涯スポーツ課

☎77316630

スポーツの秋に、自分の体力年齢を確認してみませんか。

2月に南魚沼市と健康増進に関する連携協定を締結した明治安田生命保険相互会社の協力で血管年齢なども測定できます。

☎10月31日(土) 午前9時30分～11時30分(随時受付)

☎会 デイスポーツ南魚沼2階

☎アリーナ

☎20歳以上で健康な人

☎無料

測定種目など

共通・身長、体重、血圧
20歳～64歳・握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅跳び

65歳～79歳・握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行

☎不要。直接会場まで。

☎持内履き

☎※動きやすい服装

☎でおこしください

☎い

☎他 南魚沼健康ポイント対象事業です。

